

平成 28 年 5 月 26 日

投 資 家 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

「JAのMMF」にかかる信託終了確定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社投資信託「JAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」（以下、「当ファンド」といいます。）の信託終了につきまして、先般ご案内申しあげましたとおり、平成 28 年 5 月 23 日を期限として、異議申述の受付を実施いたしました。

本日、弊社にて異議申述状況を集計いたしました結果、異議を述べた受益者の受益権口数が、ファンド全体の受益権口数の二分の一を超えないことが確認されましたので、下記のとおり、信託終了（繰上償還）を行います。

投資家各位におかれましては、引き続き、弊社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 今後のスケジュール

- (1) 受益権買取請求の受付期間 平成 28 年 5 月 27 日から平成 28 年 6 月 15 日まで
販売会社窓口にて、異議を述べた受益者からの受益権買取請求の受付を行います。
- (2) 解約請求の最終期限 平成 28 年 6 月 23 日
受益者は上記期限まで解約請求が可能です。
- (3) 信託終了日 平成 28 年 6 月 30 日
信託を終了し、償還手続きに入ります。
なお、償還金につきましては、信託終了日の翌営業日以降、取扱販売会社よりお支払いいたします。

2. 買取請求手続き

- (1) 異議申述期間に、弊社に対して異議を述べた受益者は、投資信託約款および関係法令に基づき、受託会社である農中信託銀行株式会社に対して、公正な価額で受益権を買取よう、請求することができます。
- (2) 異議を述べた受益者が受益権の買取りを希望される場合は、平成28年6月15日までに取扱販売会社へお申し出のうえ、弊社所定の買取請求書を提出ください。買取請求書の様式は、販売会社にてご用意しております。
- (3) 買取請求においては、通常の解約請求に比べ、代金受領までに長い日数を要するほか、支払いに要する振込手数料、計算書類の送付費用等が差し引かれますので、あらかじめご了承ください。
- (4) なお、異議を述べた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないものではなく、信託終了の取扱いにより償還金を受領する、または、前記1(2)の期限までに解約請求を行うことが可能です。

3. 本件にかかる照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部
お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244
受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

以上

商号等	農林中央金庫
登録金融機関	関東財務局長（登金）第270号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会